

豊川市スポーツ振興計画の策定におけるこれまでの流れ

平成26年7月

豊川市教育委員会 スポーツ課

平成12年9月にスポーツ振興法第4条第1項の規定に基づき文部省（現文部科学省）において「スポーツ振興基本計画」が策定された。（平成18年9月見直し）

また、平成15年5月には愛知県教育委員会にて「スポーツあいちさわやかプラン」が定められた。（平成20年3月見直し）

これらの上位計画を踏まえ、平成22年3月に「豊川市スポーツ振興計画」を策定した。

スポーツ振興法（昭和36年制定）・・・制定から50年が経過

スポーツが広く国民に浸透

地域におけるスポーツクラブの成長

競技技術の向上・プロスポーツの発展

スポーツによる国際交流や貢献の活発化 等



スポーツを巡る状況は、50年の間に大きく変化した



これらの状況を踏まえ、スポーツ推進のための基本的な法律として議員立法により50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」が平成23年8月に施行された。

<スポーツ基本法>

スポーツに関する基本理念が示される。

国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにする。

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進。

明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現、国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としている。

スポーツ基本法第9条において文部科学大臣は、「スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならない」と規定されている。

さらに、スポーツ基本法第10条において地方公共団体は、「その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」と規定されている。



スポーツ基本法のこれらの規定に基づき、これまでの計画における課題を整理し、国は平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定。

さらに、愛知県は平成25年3月に「いきいきあいちスポーツプラン」を策定した。

スポーツ基本計画及びいきいきあいちスポーツプランにおいては、今後のスポーツ行政の主要な基本方針・政策目標として次のものを掲げ、その具体化を図ることとするとされており、市町村の果たすべき役割についても定められている。

☆スポーツ基本計画

- (1) 子どものスポーツ機会の充実
- (2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (3) 住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
- (4) 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の誘致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- (6) スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- (7) スポーツ界の好循環の創出

☆いきいきあいちスポーツプラン

- (1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- (2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (3) 住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
- (4) 競技力の向上を目指す取組の推進

本市においては、市民の健康保持増進と生涯スポーツ社会の実現、本当の意味での「スポーツの盛んなまち豊川」を目指すべく、平成22年3月に市のスポーツ振興の指針・ビジョンとなる、「豊川市スポーツ振興計画」を策定したところであるが、本年度、計画期間の5年目を迎え、中間年次にあたること、また、上位計画である国・県の新たな計画が策定されたことを踏まえた上で、本市のスポーツ振興の状況把握や課題の整理を行いつつ、本年度末までに見直し作業を行い中間見直し改訂版の計画を策定する。

なお、策定に向けた業務に関するスケジュールについては、以下のとおり予定をしているが、策定に際しては、スポーツ団体関係者・学校関係者・学識経験者等による策定委員会を組織するとともに、関係部署の職員により構成する作業部会を設置し、計画策定にあたり必要な企画・調査及び資料作成を行う。

また、市民のスポーツに対する意識やニーズ、5年前との振興状況の変化を的確に捉えることも必要であることから、スポーツに関する市民意識調査・パブリックコメントを実施し、進めていきたいと考えている。